平成２７年（フ）第２６２号
静岡市清水区千歳町９番１号　サンミエール千歳408号、旧住所静岡市清水区平川地12番12号　ロイヤル不二Ｂ101号
債務者　森　　勝美
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６５号
静岡市清水区銀座12番２号、旧住所静岡市清水区松原町８番14―1202号
債務者　望月　誠人
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７７号
静岡県磐田市上岡田705番地２　エルディム岡田203号室
債務者　奥瀬　武司
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５７０５号
東京都練馬区高松６丁目29―10―102
債務者　橋本　星子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１６２号
千葉市美浜区高浜１丁目９番４棟501号
破産者　森田　和夫
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１０９号
千葉市稲毛区小仲台４丁目11番10号　２Ｆ、開始決定時の住所千葉市稲毛区天台３丁目８番11号　ＣＩハイツ２―103号
破産者　丸山　直樹
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８６号
千葉市美浜区高浜６丁目18番７号
破産者　菅野　友美
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２００号
千葉市中央区弁天２丁目20―19江澤ビル201号
破産者　株式会社朋友エンジニアリング
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０１号
千葉県八街市朝日256番地７
破産者　小林　正和
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２４１号
千葉県船橋市芝山３丁目29番32号ガーデンヒルズ芝山202号
破産者　樫村　博之
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６３号
福岡県久留米市六ツ門町８番地の22
破産者　株式会社宗野
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１６４号
福岡県久留米市中央町38番地の13
破産者　合名会社宗野
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３９４号
埼玉県白岡市西10丁目９番７
破産者　太陽電設株式会社
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７１号
さいたま市浦和区大字三崎399番地１
破産者　株式会社エーエス・ジャパン
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９３５号
名古屋市中川区西伏屋１丁目110番地
破産者　小野田プラスチック株式会社
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０２号
名古屋市中川区高畑１丁目199番地
破産者　株式会社ニックス
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０３号
名古屋市中川区高畑１丁目199番地
破産者　株式会社芳野
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０３１号
大阪市住之江区南港南１丁目１番125号
破産者　株式会社ワールドソリューションズ
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部